

平成29年度 第10回庁議要旨

日時：平成29年8月17日（木）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市内郵便局との包括連携協定締結について（復興政策部）

石巻郵便局とは、平成10年1月16日に「市内の郵便局と石巻市の災害時等における協力に関する覚書」及び平成16年6月1日に「石巻、渡波、荻浜の3郵便局と廃棄物等の不法投棄に関する情報提供に関する覚書」を締結しているが、本年1月に、石巻市内郵便局との包括連携協定を締結したいとの申出があり、これまで関係課と具体的な取組を協議してきた。

相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、並びに地域の活性化及び市民サービスの向上等に資するもの。

(1) 主な内容

包括連携に関する協定

①連携事項

- ア 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。
- イ 道路損傷等の情報提供に関すること。
- ウ 廃棄物の不法投棄行為や資源物持ち去り行為の情報提供に関すること。
- エ 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- オ 地域活性化に関すること。
- カ 前各号に定めるもののほか、地域経済の活性化・住民サービスの向上に関すること。

※締結時における関係課

地域振興課、危機対策課、廃棄物対策課、介護保険課、福祉総務課、道路課の6課

②具体的な連携・取組み

- ア SOSネットワークに参加し、徘徊高齢者の見守りに協力する。
- イ 配達業務等で住民の異変に気付いた場合や不審者を目撃した場合に通報する。
- ウ 市内の道路陥没や損傷等、石巻市内の交通の安全を著しく損なう緊急事態と思われる箇所を発見した場合に通報する。
- エ 廃棄物の不法投棄行為や資源物持ち去り行為を目撃した場合に通報する。

③協定締結期間

1年間（1年毎に自動更新）

(2) 今後の予定

平成29年8月21日 協定締結式

2 渡波保育所仮設園舎の活用について（福祉部）

東日本大震災で被災した渡波保育所及びはまなす保育所の代替施設として設置した渡波保育所仮設園舎は、新渡波保育所の供用開始に伴い、平成29年3月31日をもって閉所した。新渡波保育所は、（仮設）渡波保育所よりも定員を増加させて開所したが、それを大きく上回る新規申込者があり、東部地区の保育所への入所を希望した方の多くが待機児童となったほか、一部は他地区の保育所への入所となった。

仮設園舎を活用することで、東部地区の保育必要量を確保し、保護者の希望に沿う入所調整と増加する待機児童の早期解消を図るもの。

(1) 主な内容

石巻東部地区の保育必要量の確保と待機児童解消のため、廃止した渡波保育所仮設園舎を活用して保育所を開所する。

開所に当たっては、民間事業者を活用するとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金返還が生じないよう建物を無償譲渡する。

【渡波保育所仮設園舎概要】

所在地：石巻市流留字中1番2

敷地面積：2,062㎡

地目：公園

延床面積：507.62㎡

構造：鉄骨造1階建て

1歳児室～5歳児室、ホール、調理室、幼児用トイレ、事務室、倉庫等

定員数：60人（1歳児～5歳児）

建設費用：109,273,500円（うち災害復旧費補助金70,101,000円）

※運営する民間事業者には0歳児の受入を条件とする。

(2) 今後の予定

平成29年 9月 運営事業者公募

11月 運営事業者決定、財産処分手続き開始

12月 市議会第4回定例会に財産の無償譲渡に関する議案を提案

平成30年 1月 運営事業者との譲渡契約締結

4月 運営事業者による保育園供用開始

3 放課後児童クラブの新設及び増設について（福祉部、北上総合支所）

北上地域においては、東日本大震災後、小学校を1校に統合したが、余裕教室が無いことから放課後児童クラブの開設を見送り、北上にっこり地区拠点施設整備事業計画の中で平成32年4月に開設を予定していた。しかし、震災後、地域を取り巻く家庭環境の変化、両親の就労形態の多様化などにより、放課後児童クラブの開設の要望が高まっている。

渡波地区放課後児童クラブについては、現在、余裕教室2室を利用し、児童数の上限である70

人定員で実施しているが、待機児童が発生している状況にある。

共働き家庭など留守家庭の児童に発達段階に応じた遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るもの。

(1) 主な内容

【新規設置する放課後児童クラブ】

名称：北上地区放課後児童クラブ

位置：石巻市北上町橋浦字大須 2 1 5 番地（北上保健医療センター内）

定員：30人

※北上地区放課後児童クラブについては、北上にっこり地区に平成32年度開設を予定しているため、臨時的な設置とする。

【名称及び定員を変更する放課後児童クラブ】

	現 行	改 正	
名称	渡波地区放課後児童クラブ	渡波地区第一放課後児童クラブ	渡波地区第二放課後児童クラブ
位置	石巻市渡波町一丁目5番22号	石巻市渡波町一丁目5番22号	石巻市渡波町一丁目5番22号
定員	70人	39人	39人

※位置は変更せず、余裕教室2室の使用についても変更はない。

(2) 今後の予定

平成29年 9月 市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正を提案
(渡波地区放課後児童クラブ：平成29年10月1日施行予定、
北上地区放課後児童クラブ：平成30年4月1日施行予定)

10月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則を改正
(渡波地区放課後児童クラブ：平成29年10月1日施行予定、
北上地区放課後児童クラブ：平成30年4月1日施行予定)

4 旧門脇小学校の用地に係る所有権確認訴訟の提起について（教育委員会）

旧門脇小学校（以下「同校」という。）は平成27年3月に閉校となったものの、本市は、同校校舎を震災遺構として保存し、隣接する石巻南浜津波復興祈念公園と一体的な整備を進めることから、同校の用地及び校舎の管理を継続している。

同校用地の一角である石巻市門脇町四丁目8番11内の土地（以下「本件土地」という。）については、不動産登記簿上、本市が所有者ではなく、表題部の所有者欄に「A外3名」と記載されている。法務局が所管する旧土地台帳等の資料を調査したところ、本件土地は、明治35年の校舎新築に先立って、旧石巻町が学校用地として取得したと思われるが、旧石巻町や本市への所有権移転登記はなされていない。

本件土地の名義を本市へ変更するためには、不動産登記簿に記載されている「A外3名」のうち、「A」の法定相続人を相手に、本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起する以外に方法がないことから、同訴訟を提起するもの。

(1) 主な内容

不動産登記簿に記載されている「A外3名」のうち、「A」の法定相続人55名に対し、本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起するもの。

【敷地の概要】

住所：石巻市門脇町四丁目8番11

地目：墓地

不動産登記簿上の地籍：628平方メートル

(2) 今後の予定

平成29年 9月 市議会第3回定例会に本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起することに係る議案を提案

10月 本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起

[報告事項]

1 町の区域の変更について（復興政策部）

本件については、平成29年7月3日開催の第7回庁議において審議され、承認されているが、平成29年8月9日に実施した「住民説明会」において、町の区域の変更について説明したところ、町名が変更となるエリアに居住している住民から、町名を変えないよう要望があった。

被災者が地域に戻り、なじみのある町名で生活できるように配慮し、極力町名の変更を避けるように町の区域の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

下釜第一地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更するものである。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
	町名
三ツ股二丁目	三ツ股三丁目、三ツ股四丁目の各一部
三ツ股三丁目	三ツ股四丁目、築山四丁目の各一部
三ツ股四丁目	三ツ股三丁目の一部
築山四丁目	三ツ股三丁目の一部

(2) 今後の予定

平成29年8月 住民への周知

9月 市議会第3回定例会に「町の区域の変更」について議案を提出

平成30年1月 新しい街区符号及び住居番号の告示

住民への説明

3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

2 被災市街地復興土地区画整理事業に伴う市有地の売払い処分対象者を追加することについて（復興事業部）

現在施行している被災市街地復興土地区画整理事業地区内の土地において、地権者から借地し使用している個人及び法人（以下「借地者」という。）より、市有地を取得し、今までどおり地区内で土地の使用を継続したいとの要望が寄せられている。

現行の要領では、市有地を随意契約により売払い処分ができるのは、事業地区内の仮換地所有者及び公共事業協力者に限られているため、借地者の方々にも随意契約により市有地の売払い処分を可能とすることで、区画整理事業の促進や事業規模の拡大、事業や住まいの早期再建を図るもの。

(1) 主な内容

現行の要領では、随意契約による市有地の処分は、事業地区内の仮換地所有者及び公共事業協力者に限られているため、改正要領では、これら対象者に加えて、借地者を追加対象とする。

借地は、事業地区内の土地の民有地、公有地を問わず、借地料は、有償、無償を問わない。確認方法は、登記、借地権申告、契約書、その他書類による。

※借地者は、事業地区内の土地において、地権者から借地している個人及び法人

(2) 今後の予定

特になし

3 平成29年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、2名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資するもの。

(1) 主な内容

平成28年度に実施した「石巻市総合計画実施計画」及び「石巻市震災復興基本計画実施計画」の掲載事業のうち、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で10事業、社会教育・保健体育分野で5事業の合計15事業を選定し、点検及び評価を実施した。

- ① 教育委員会各課において、対象事業における取組実績、成果等の自己点検及び評価を行う。
- ② 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ③ 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出、ホームページへ掲載

[その他]

- ・ものうふれあい祭の開催について桃生総合支所より説明

以 上